

## 9 保健・福祉

### (1) 生活保護

#### ① 被保護世帯扶助別人員の推移

(各年4月末日現在)

区 分		25年度	26年度	27年度
被保護世帯	世帯数	4,517	4,531	4,541
	人 員	6,565	6,434	6,328
保 護 率 (%)		51.26	50.54	50.17
全国保護率 (%)		16.90	17.00	17.00
生活扶助(人)		6,108	6,020	5,854
住宅扶助(人)		6,101	5,948	5,870
教育扶助(人)		630	537	491
介護扶助(人)		744	825	888
医療扶助(人)		4,934	4,875	4,850
出産扶助(人)		0	0	0
生業扶助(人)		235	248	250
葬祭扶助(人)		16	15	13

#### ② 扶助費の推移

(単位：千円)

扶助費別	25年度		26年度		27年度	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
生活扶助費	3,961,211	35.28	3,964,190	35.23	3,814,542	34.37
住宅扶助費	1,839,420	16.38	1,859,708	16.53	1,865,311	16.81
教育扶助費	83,139	0.74	72,059	0.64	65,543	0.59
介護扶助費	183,772	1.64	193,344	1.72	207,994	1.87
医療扶助費	5,053,910	45.01	5,052,576	44.90	5,033,499	45.36
出産扶助費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
生業扶助費	41,741	0.37	44,958	0.40	43,961	0.40
葬祭扶助費	30,072	0.27	26,712	0.24	24,013	0.22
施設扶助費	35,327	0.31	38,262	0.34	42,187	0.38
就労自立給付金			436	0.00	768	0.00
総 額	11,228,592	100.00	11,252,245	100.00	11,097,818	100.00

③ 生活保護の適正化に向けた門真市生活保護行政対策本部を設置

現在の厳しい経済状況の中で、本市の生活保護受給者は、増加の一途をたどっているなか、生活保護行政のさまざまな課題に対し、市全体での共通認識を持ち、全庁的に取り組んでいく必要があると考え、「門真市生活保護行政対策本部」を平成23年1月17日に設置し、対策本部で決定された32の改善項目の改善に向けて、平成25年3月まで様々な取り組みを進めてまいりました。

また、平成25年4月以降の適正化対策につきましては、生活保護担当課の主体的な取り組みに重点を置くよう見直しを行いました。

さらに、対策本部におきましては、取り組みの進捗状況の検証や、課題の検討を行う中で、全庁的な協力要請を行う機能が必要となるため、職員構成の見直しや、適正化に特化した組織構成とするなど、より実践的で、機動性のあるスリムな組織体制といたしました。

④ 生活保護情報専用ダイヤルを設置

本市の生活保護行政の適正実施の取り組みの一環として、不正受給や、急迫状況にある方の情報など、生活保護に関する市民からの情報提供窓口として、「生活保護情報専用ダイヤル」を、平成25年5月より生活保護担当課内に設置しております。

この専用ダイヤル等を通じて寄せられる市民からの貴重な情報を基に、迅速に事実関係の確認調査に努め、早急な対応の検討を行い、厳正な対応を行うことで市民から信頼される生活保護行政の運営と生活保護制度の適正化に努めてまいります。

専用電話 06-6902-6601

ファックス番号 06-6902-6244

専用メールアドレス seiho@city.kadoma.osaka.jp

(2) 障がい者福祉

① 障がい者医療制度

市内在住の65歳未満の重度障がい者(児)で、身体障がい者手帳1級又は2級の所持者、療育手帳Aの所持者、身体障がい者手帳3級～6級の所持者で、かつ療育手帳の程度が中度（B1）と判定された方が対象です。所得制限あり。保険診療に係る自己負担額の一部を助成。

② 老人医療制度

65歳以上の方で以下のいずれかに該当する人の通院及び入院の保険診療に

係る自己負担額の一部を助成。

- ・障がい者医療やひとり親家庭医療の対象となる方
- ・障害者総合支援法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療の適用を受けている方
- ・特定医療費（指定難病）受給者証等を持っている方（一部の疾患は対象となりません。）
- ・障害者総合支援法の精神通院医療を受けている方（いずれも所得制限あり）

### ③ 障害者総合支援法による主な福祉サービス

#### ア 居宅介護

ホームヘルパーによる日常生活での身の周りの支援や通院時の付添いなどを行います。

#### イ 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

#### ウ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活の場で、障がい者の日常生活上の相談や援助を行いません。

#### エ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

#### オ 移動支援（地域生活支援事業）

1人で外出が困難な障がい者にガイドヘルパーを派遣します。

#### カ 意思疎通支援（地域生活支援事業）

聴覚障がい者が、社会生活等を営む上で、意思疎通を図ることに支障がある場合、平時及び緊急時に手話通訳者等を派遣します。

#### キ 日常生活用具の給付・貸与

障がい者等が日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。利用者負担額（限度額まで定率1割）は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

#### ク 計画相談支援

障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成します。

ケ 補装具費（購入・修理）の支給

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入又は修理に要する費用について支給されます。利用者負担額（限度額まで定率1割）は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

④ 児童福祉法によるサービス

ア 児童発達支援・医療型児童発達支援

障がいをお持ちの就学前のお子さんが療育を受けるための通所サービスを行います。

イ 放課後等デイサービス

障がいをお持ちの就学されているお子さんが放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のため継続的に療育を受けることができるサービスを行います。

ウ 保育所等訪問支援

障がい児が保育所等に通われる場合、その施設を訪問し、障がい児等に対し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

⑤ 手当・助成等

ア 特別障がい者手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者に支給。所得制限あり。月額26,830円。（平成28年4月に支給月額改定）

イ 障がい児福祉手当

日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい者に支給。所得制限あり。月額14,600円。（平成28年4月に支給月額改定）

ウ 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金

重度の知的障がい(医療手帳A判定)と重度の身体障がい(身体障害者手帳1級、2級)を併せ持つ重複障がい者(児)の介護者に支給。月額10,000円。

エ 重度障がい者等住宅改造助成事業

- 重度障がい者（児）等が居住する住宅の改造を行う場合に助成する制度です。
- 助成対象事業 民間の持家または借家で、便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等を改造する場合。
- 助成対象世帯 当該世帯の生計中心者の前年分の所得税額が7万円以下で、以下のいずれに該当する方がいる世帯。
  - ・身体障がい者手帳の障がい程度が1級から3級（3

級については、下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病性による運動機能障がい（移動機能障がい）に限る）で、学齢児以上の方。

・重度知的障がい者（児）の方。

- 助成限度額 500,000円（ただし、介護保険又は門真市障がい者等日常生活用具給付等要綱に基づく住宅改修で給付を受けた場合は、給付額を除く。）

### (3) 高齢福祉

#### ① 門真市立老人福祉センター

- 所在地 門真市御堂町12-5
- 施設概要 敷地面積 2,006.73㎡ 建物延面積 1,250.77㎡  
鉄筋コンクリート造 2階建  
1階 事務室、ロビー、相談室、和室、機能回復訓練室、  
教養娯楽室、食堂  
2階 大集会室、教養娯楽室、多目的室
- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成元年2月13日

#### ② 門真市高齢者ふれあいセンター

- 所在地 門真市岸和田3丁目44-11
- 施設概要 敷地面積 1,983㎡ 延床面積 483.09㎡  
構造 鉄筋コンクリート造（一部木造）平屋建
- 主な施設 事務室、ふれあいサロン、クラフトルーム（創作活動室）、  
和室セミナールーム（研修室）、フィットネスルーム（多  
目的室）
- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成13年5月1日

#### ③ 門真市地域高齢者交流サロン

- 所在地 門真市沖町28-2
- 施設概要 敷地面積 198.63㎡  
延床面積 120㎡ 鉄骨造 平屋建

- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成15年5月1日

#### ④ 在宅高齢者支援事業

##### ア 日常生活用具給付事業

対 象：概ね65歳以上で寝たきりまたは一人暮らしで生活保護または非課税世帯の方

○電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付

##### イ 福祉電話の貸与及び電話使用料の補助

対 象：65歳以上の一人暮らし、又は、これに準ずる方で、低所得の方  
(使用料の補助については生活保護受給者は除く)

○安否確認、各種相談等に必要な電話機の貸与及び基本料金等の補助  
(NTTのみ)

##### ウ 緊急通報装置貸与事業

対 象：概ね65歳以上の病弱な一人暮らしの方、又は、高齢者のみの世帯の方

○急病等の緊急時にボタンを押すと、電話回線にてオペレーションセンターに直接つながり、対話ができる装置を貸与

○生計中心者の市町村民税額により負担があります

##### エ 街かどデイハウス通所事業

対 象：概ね65歳以上で在宅で自立した日常生活を送るために支援が必要な方(介護認定の該当者以外の方)

○趣味活動・給食サービスなどの日帰りサービスを提供(送迎はなし)

○食材料費など自己負担があります

#### (4) 福祉施策としての資金貸付事業等

##### ① 門真市援護資金貸付事業(地域福祉課)

- 一時的な収入の減少または特別な事由のある支出の増加によって日常の生計を維持することが困難となった低所得者に対し、生計の回復を援助するために援護資金を貸し付ける制度です。
- 貸付限度額100,000円(50,000円を超えるときは連帯保証人が必要)。

##### ② 生活困窮者自立相談支援事業(地域福祉課)

- 生活に関する困りごとや不安を抱えている方に対して相談支援を行っている

ます。

- 就労に対して不安な方や仕事が決まらず悩んでいる方に就労サポート支援を行う『生活困窮者就労準備支援事業』や、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方で住居を喪失または喪失するおそれのある方に対して住居費を支給する『住居確保給付金』など、一人ひとりの状況に合わせた自立支援計画を策定します。
- 受付窓口：門真市社会福祉協議会（平日午前9時～午後5時30分（12時～12時45分は除く。））

## (5) 健康増進事業

### ① 母子保健事業

妊産婦・乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るため実施しています。

（事業内容）

◇乳幼児相談、妊産婦健康相談（27年度相談者数 118人）

◇健康診査 (27年度)

種 別	実施回数	受診者数	備 考
妊 婦 一 般	—	10,375人	延受診者数
乳 児 一 般	—	571	
4 か 月 児	24	736	
乳 児 後 期	—	668	
1 歳 6 か月児	24	807	歯科検診受診者数 807人
2歳6か月児歯科	12	655	
3 歳 6 か月児	12	775	歯科検診受診者数 775人

このほか、経過観察健診等も実施しています。

◇ママパパ（妊婦）教室（27年度参加延人数 103人）

◇離乳食講習会（27年度参加延人数 259人）

◇赤ちゃんランド（27年度参加延人数 497人）

◇妊産婦乳幼児等訪問指導（27年度訪問回数 1,278回）

### ② 保健事業

市民を対象に疾病の予防、健康の保持・増進を図るためのがん検診等や15歳～39歳の市民を対象とした一般健診、健康増進法に基づく生活保護世帯を対象とし

た健康診査を実施しています。※平成20年4月より40歳以上の市民（生活保護世帯を除く）の健診は、医療保険者の実施する特定健康診査等になりました。

（健康診査受診状況）

種別		年度	25	26	27
一 般 健 康 診 査			631 人	578 人	414 人
が ん 検 診	胃 が ん 検 診		2,177	2,113	2,030
	大腸がん検診		5,895	6,078	6,318
	子宮がん検診		2,383	2,900	2,270
	肺 が ん 検 診		9,831	9,963	10,074
	乳 が ん 検 診		1,325	1,739	1,566
骨 粗 鬆 症 検 診			479	530	478
成 人 歯 科 検 診			368	414	382

このほか、健康手帳の交付、機能訓練、健康教育、健康相談、訪問指導等を行っています。

③ 予防接種実施状況

種別		年度	25	26	27
百日咳・ジフテリア・破傷風混合			1,236 人	330 人	22 人
ジフテリア・破傷風混合（2種）			424	609	633
日 本 脳 炎			3,753	3,433	3,195
麻 疹 ・ 風 疹 混 合			1,917	1,763	1,651
麻 疹			0	0	0
風 疹			0	0	0
イ ン フ ル ェ ン ザ			13,207	13,975	13,969
B C G			724	860	801
ヒ ブ ワ ク チ ン			4,128	3,534	3,268
小 児 用 肺 炎 球 菌			3,986	3,520	3,278
4 種 混 合			2,773	3,325	3,332
不 活 化 ポ リ オ			1,831	635	150
子 宮 頸 が ん			237	23	13
水 痘			—	1,559	1,648
成 人 用 肺 炎 球 菌			—	3,657	3,147



(6) 門真市保健福祉センター

門真市保健福祉センターは、保健・医療・福祉の分野における市民の多様なニーズに対応するため、各種サービスを総合的に効率よく供給できる中核的施設です。

- 所在地 門真市御堂町14番1号
- 施設概要
  - 敷地面積 4,416.00㎡
  - 建築面積 2,649.004㎡
  - 延床面積 10,869.376㎡
  - 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨
  - 地下1階、地上4階
- 工 費 5,344,500千円
- 開館年月日 平成12年7月1日
- 事業内容

	施設名	事業内容
1	総合相談窓口	保健・福祉に関する相談と情報提供を行います。
	育児サポートセンター	育児に関する相談を総合的に受け付けます。
	ボランティアセンター	ボランティア活動の相談や養成を行います。
	リサイクルセンター	高齢者・障がい者向けの介護用品の作成やリサイクルを行います。
	ふれあいサロン (アトリウム)	保健福祉に関してのイベント開催など全ての市民がふれあい憩う空間です。
	ふれあいコーナー	障がい者の雇用、社会参加、健常者との相互理解を促進するための交流サロンです。
階	診療所	土曜日の夜間に内科・小児科の診療、日曜日・祝日・年末年始に内科・小児科・歯科の診療及び毎水曜日に障がい者を対象とする歯科の診療を行います。
	いきいきネット相談支援センター	どこに相談したらいいかわからない相談やさまざまな分野にまたがる相談を聞いたり、相談先に同行するなど、各種福祉サービスへのつなぎや利用支援を行います。

	門真市社会福祉協議会	紙おむつ給付、車イス短期（3ヶ月）貸出し、校区福祉委員会活動、大阪府生活福祉資金などの事業を行います。
	門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス	市内在住の障がい者の方とその家族、関係者から日常生活全般についての相談を聞き、住み慣れた地域で安心して生活できるようお手伝いするセンターです。
	門真市障がい者基幹相談支援センター 「えーる」	地域で生活する障がい者の相談や支援を行います。また、地域の相談事業所間の連絡調整、関係機関との連携による支援を行います。
2 階	障がい者福祉センター	在宅障がい者に対し、創作活動、社会適応訓練など、通所によるデイサービスを行います。
	理学療法室	リハビリに関する相談や障がい者の交流・集団レクリエーションの場として使用します。
	日常生活動作訓練室	保健・医療・福祉に関する研修会や会議などに使用します。
3 階	保健センター	市民の健康の保持増進を図るため健康相談、保健指導、健康診査など各種の保健サービスを行います。
	プレイルーム	乳幼児の教室などを行います。
	多目的室	保健・医療・福祉に関係した行事などを行います。
4 階	調理実習室	各種保健事業に使用するとともに、ボランティアによる食育の啓発・普及の場として活用します。
	視聴覚室	A V機器を使用した保健・医療・福祉に関する講演会やシンポジウムなどに使用します。
	会議室 1・2・3	保健・医療・福祉に関する会議などに使用します。
	事務室	健康増進課の事務室です。

## 専用使用施設

次の施設は、有料で市民が利用できます。

	午 前	午 後	全 日	
	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	午後 1 時 から 午後 5 時まで	午前 9 時30分から 午後 5 時まで	
ふれあいサロン (アトリウム)	1,400 円	1,800 円	3,200 円	
視 聴 覚 室	1,500	1,900	3,400	
会 議 室	1	800	1,000	1,800
	2	800	1,000	1,800
	3	900	1,200	2,100

## 駐 車 場

使 用 時 間	使 用 料
30分まで	無 料
30分を超えた場合30分ごと	150 円



(7) 国民健康保険事業

① 事業開始 昭和24年5月1日

② 被保険者数

区 分	世 帯 数	被保険者数
平成27年度末現在	23,458 世帯	38,216 人
年 間 平 均	24,000 世帯	39,423 人

③ 保 險 料 (③～⑤は平成28年度)

ア 医療保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額 $\times$ $\frac{8.62}{100}$
被 保 険 者 均 等 割	$\frac{35}{100}$	25,330 円
世 帯 別 平 等 割	$\frac{15}{100}$	17,600 円

・ 賦課最高限度額 54万円

イ 後期高齢者支援金

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額 $\times$ $\frac{3.01}{100}$
被 保 険 者 均 等 割	$\frac{35}{100}$	8,670 円
世 帯 別 平 等 割	$\frac{15}{100}$	6,020 円

・ 賦課最高限度額 19万円

ウ 介護保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額× $\frac{2.15}{100}$
被 保 険 者 均 等 割	$\frac{50}{100}$	13,400 円

- 賦課最高限度額 16万円

④ 保 険 給 付

ア 診療給付の割合

一 般	7 割
退 職 (本人・被扶養者)	7 割
小学校入学前	8 割

イ 高額療養費の支給

ひと月の医療費の自己負担額（保険適用分のみ）が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額医療費として支給されます。医療機関からの保険請求の時期によりますが、受診月の約3ヶ月後に該当している被保険者に通知します。

なお、事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示されると医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額で止めることもできます。

※自己負担限度額（月額）（平成27年1月改正）

所得区分・総所得金額等／回数		3 回目まで	4 回目以降
上位所得者	901万円超	252,600円 + 総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%	140,100 円
	600万円超901万円以下	167,400円 + 総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%	93,000 円
一般	210万円超600万円以下	80,100 円 + 総医療費が267,000 円を超えた場合は、超えた分の1%	44,400 円
	210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯		35,400 円	24,600 円

ウ 出産育児一時金 404,000円（平成27年1月改正）

※ 産科医療補償制度加入者は、420,000円（平成21年10月改正）

エ 葬 祭 費 35,000円

⑤ 保健事業

ア 健康チェックとしての人間ドックを受診される30歳以上75歳未満の被保険者に対して、費用の半額を補助します。また、脳器質検査もあわせて受診できます。

イ 啓発事業として被保険者に対して医療費通知を行っています。

ウ 40歳以上75歳未満の国保加入者に対して、特定健康診査・特定保健指導を行っています。

エ 40歳代の特定健診未受診者に対し、自宅に居ながら健康チェックができるセルフ健康チェックサービス「スマホdeドック」を行っています。

⑥ 国保会計決算（款別）

（単位：千円）

		年度	平成26年度	平成25年度	増減率(%)
		款別			
歳 入		国民健康保険料	3,331,754	3,409,396	△2.28
		使用料及び手数料	512	558	△8.24
		国庫支出金	4,705,437	4,725,906	△0.43
		療養給付費等交付金	486,262	701,359	△30.67
		前期高齢者交付金	4,218,742	4,031,946	4.63
		府支出金	1,074,961	1,051,772	2.20
		共同事業交付金	1,924,119	1,838,105	4.68
		財産収入	4	4	△0.00
		繰入金	2,066,090	2,212,865	△6.63
		諸収入	18,578	29,498	△37.02
	計	17,826,459	18,001,409	△0.97	
歳 出		総務費	321,722	316,952	1.50
		保険給付費	11,769,497	11,779,536	△0.09
		老人保健拠出金	78	83	△6.02
		介護納付金	933,574	928,461	0.55
		共同事業拠出金	1,879,447	1,811,481	3.75
		保健事業費	80,617	77,041	4.64
		公債費	872	4,112	△78.79
		諸支出金	187,104	224,675	△16.72
		予備費	0	0	0.00
		繰上充用金	2,598,620	3,205,142	△18.92
		後期高齢者支援金等	2,240,387	2,250,290	△0.44
		前期高齢者納付金等	1,740	2,257	△22.91
	計	20,013,658	20,600,030	△2.85	
歳入歳出差引額			△ 2,187,199	△ 2,598,621	15.83

## 10 まちづくり

### (1) 都市計画

#### ① 都市計画区域及び市街化区域・市街化調整区域

(平成28年4月1日現在)

区 分	面積 (ha)	率 (%)	備 考
都市計画区域	1,230	100.0	昭和31年12月27日 建設省告示第2846号
市街化区域	1,196	97.2	平成28年3月30日 大阪府告示第522号
市街化調整区域	34.0	2.8	平成28年3月30日 大阪府告示第522号

#### ② 用地地域

区 分	面積 (ha)	率 (%)	備 考
第1種低層住居専用地域	約 10	0.8	平成28年3月30日 門真市告示第96号
第1種中高層住居専用地域	約 30	2.5	
第2種中高層住居専用地域	約 326	27.3	
第1種住居地域	約 128.4	10.7	
第2種住居地域	約 179.8	15.0	
準住居地域	約 1.1	0.1	
近隣商業地域	約 55.8	4.7	
商業地域	約 18	1.5	
準工業地域	約 440.7	36.8	
工業地域	約 6.2	0.5	

(2) 道 路

① 市道の現況（車道幅員別）

（平成28年4月1日現在）

幅 員	実 延 長 (m)	舗 装 道 路			舗 装 率 (%)
		セメント系 舗装延長 (m)	アスファルト系 舗装延長 (m)	計 (m)	
13.0m以上	743	3	740	743	100.0
9.0m以上 13.0m未満	1,676	8	1,668	1,676	100.0
7.5m以上 9.0m未満	7,052	35	7,016	7,051	99.9
5.5m以上 7.5m未満	32,738	178	32,524	32,702	99.9
5.5m未満	121,500	2,518	115,177	117,695	96.9
計	163,709	2,742	157,125	159,867	97.7



② 都市計画道路図



1	旧大阪四日市線	2	三郷大和田線	3	菊水門真線
4	大阪中央環状線	5	大阪モノレール専用道	6	新橋柳線
7	新橋線	8	末広線	9	速見線
10	古川橋駅前線	11	古川橋駅桑才線	12	桑才下馬伏線
13	桑才深野線	14	大阪四日市線	15	大和田駅三ツ島線
16	大阪枚方京都線	17	萱島線	18	寝屋川大東線
19	島頭岸和田線	20	岸和田南線	21	門真南駅前線
A・B・C・D・E		広場			

### (3) 都市再開発

#### ① 北部地区住環境整備

昭和30年代後半から、大阪都市圏への急激な人口流入の受け皿として京阪電鉄各駅の駅勢圏を中心に大量の木造賃貸住宅が社会基盤未整備のまま建築され、過密住宅市街地が形成されてきました。現在、これらの住宅の老朽化が著しいため、大規模地震時における被害の増大が懸念されています。そうした中で、阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

昭和59年11月21日に現要綱である「社会資本整備総合交付金」の地区指定(国道163号以北461ha)の国土交通省大臣承認を受け、昭和62年度より公民協働で事業を行ってきました。

これまでに朝日町地区、末広南地区、石原東・幸福北地区、上島町第1地区、小路中第1地区、本町地区等で協調性のある統一された良質な耐火、準耐火建築物への建て替えを実施し、同時に、公園、道路等の公共施設整備が完了し、まちびらきをしております。

現在、石原東・大倉西地区、幸福町・垣内町地区、中町地区の3地区で事業を行っています。

まず、石原東・大倉西地区は、平成23年度に土地区画整理組合設立認可がなされ、現在道路等の公共施設の整備が完了しております。

次に、幸福町・垣内町地区では、「門真市幸福町・中町まちづくり基本計画」に基づき、地元組織である「門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会」と公民協働でまちづくりを進めており、旧第一中学校跡地の有効利用と併せ、地区周辺の商業施設や老朽建築物等の建替促進を誘導し「門真市の顔づくり」として賑わいのあるまちづくりを進めていく予定であります。

最後に、中町地区では、「門真市幸福町・中町まちづくり基本計画」に基づき、地元組織である「門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会」と公民協働でまちづくりを進めており、平成25年度に土地区画整理組合が設立されました。地区内の老朽建築物等の建替促進を誘導し、門真市立総合体育館等の公益施設の整備や防災機能を有する公園を整備することで「門真市の

顔づくり」を進めていく予定であります。

平成28年度以降も引き続き、北部地区における住環境の整備、改善をさらに進めてまいります。

## ② 本町市営住宅建替事業

本事業は、老朽化した木造市営住宅を建て替えし、土地の有効・高度利用と住環境改善や他の小規模団地の集約を図るため、全体計画を3期分に分けて事業を実施しました。

第1期工事では、鉄筋コンクリート造7階建41戸（1DK14戸、2DK13戸、3DK14戸）を平成13年3月に完成し、平成15年3月に第2期工事として鉄筋コンクリート造7階建84戸（2K14戸、2DK42戸、3DK28戸）が完成。さらに、平成17年3月には最終となる第3期工事として、鉄筋コンクリート造6階建42戸（2K6戸、2DK18戸、3DK16戸、車イス常用者向住宅2戸）が完成しました。

### ・概要

敷地面積 11,363.16㎡

	建築面積	延べ面積	1戸当たりの面積
(第1期)	471.83㎡	2,417.82㎡	40.24㎡ (1DK)
			52.28㎡ (2DK)
			62.07㎡ (3DK)
(第2期)	907.78㎡	4,853.39㎡	40.24㎡ (2K)
			52.28㎡ (2DK)
			62.07㎡ (3DK)
(第3期)	575.64㎡	2,525.34㎡	40.24㎡ (2K)
			52.28㎡ (2DK)
			62.07㎡ (3DK)
			65.84㎡ (車イス常用者向住宅)

## ③ 木造住宅等建て替え促進事業

耐震性の劣る木造住宅等の建替を促進し、防災機能の向上を図るため、建築物の除却工事に対して支援を行う。

(補助金額) 一戸建ての住宅の場合：対象工事費用の 1 / 2 (上限30万円)

共同住宅、長屋の場合：対象工事費用の  $1/2$  又は一戸あたり  
30万円のうち、いずれか低い方の額（上限200万円）

④ 危険廃屋除却補助事業

倒壊等の危険性がある建築物の除却工事に対する支援により、住環境の改善を図る。

（補助金額）一戸建ての住宅の場合：対象工事費用の  $2/3$ （上限60万円）

共同住宅、長屋の場合：対象工事費用の  $2/3$  又は1戸あたり  
30万円のうち、いずれか低い方の額(上限200万円)

⑤ 建築物診断・改修補助事業

地震時の被害を軽減する為、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修について  
支援を行い、耐震化の促進を図る。

（補助金額）木造一戸建て住宅の場合

・耐震診断補助：診断費用の  $9/10$ （上限4万5千円）

・耐震改修設計補助：設計費用の  $7/10$ （上限10万円）

・耐震改修補助：改修費用のうち、50万円（所得により60万円）

まで

⑥ 住宅・建築物アスベスト飛散防止対策事業

アスベストによる健康被害を未然に防止するため、アスベスト分析調査や  
除去等工事に対して支援を行う。

（補助金額）分析調査：調査費用のうち、25万円まで

除去等工事：対象工事費用の  $2/3$ （上限400万円）

(4) 公的住宅

① 市営住宅

(平成28年3月31日現在)

区 分	戸 数	内 訳	
門 真 市	487	鉄骨鉄筋コンクリート造	254
		新橋住宅（1期）	200
		新橋住宅（2期）	54
		鉄筋コンクリート造	233
		寿住宅（1・2期）	66
		本町住宅（1・2・3期）	167

② その他の公的住宅

(平成28年3月31日現在)

区 分 戸数(内訳)		府 営	都市再生機構	府 住 宅 供 給 公 社
総 戸 数		4,247	504	188
構 造	木 造	—	—	—
	鉄筋コンクリート	4,247	504	188
	簡易耐火	—	—	—

(5) 公 園

① 都市計画公園

(平成28年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	面積 (ha)
1	茨 田 公 園	堂山町12番	0.17
2	新 橋 公 園	新橋町5番	0.12
3	中 町 公 園	中町1番	0.16
4	石 原 町 公 園	石原町21番	0.12
5	東 打 越 公 園	打越町12番	0.27
6	幸 福 町 公 園	幸福町28番	0.27
7	柳 町 公 園	柳町13番	0.31
8	北 打 越 公 園	打越町30番	0.71
9	下三ッ島公園	三ッ島2丁目11番	0.26
10	若 葉 公 園	深田町1番	0.14
11	下馬伏南公園	脇田町15番	0.22
12	四 宮 公 園	四宮4丁目4番	1.28
13	弁 天 池 公 園	岸和田1丁目8-2	3.47
計			7.50

② その他の都市公園・都市公園以外の公園 (児童遊園・チビッコ広場)

(平成28年4月1日現在)

区 分	総 数	開設面積 (ha)
そ の 他 の 都 市 公 園	46	5.4
都 市 公 園 以 外 の 公 園 (児童遊園・チビッコ広場)	101	2.8

### ③ 弁天池公園

本公園は、市東部の都市景観の形成・周辺生活環境の向上に資するとともに、公園緑地系統の要として整備されたもので、また地区公園としての機能をあわせ持ち、各種の催し場、また災害時の避難地と同時に全市的にもシンボル性ある緑豊かな市民の森、古代河内湖の唯一のなごりとして歴史も学べる公園です。

#### ・事業概要

計 画 決 定	昭和52年 8 月 1 日
計 画 決 定 面 積	3.4ha
事 業 認 可	昭和61年11月21日
事 業 認 可 面 積	2.0ha
事 業 認 可 変 更	平成元年 5 月 29 日
事 業 認 可 変 更 面 積	3.4ha
事 業 年 度	用地買収 昭和61年度～平成 6 年度 工 期 平成元年度～平成 3 年度

#### ・公共施設整備内容

1 期事業は平成元年度から 2 年度にかけて24,000㎡を整備。

弁天池の改修・管理棟の設置・噴水・桜の散策路・修景施設として向月台を設置するとともに、森林浴の森として常緑低・中・高木等、約18,000本を植樹。

平成 3 年 4 月 1 日に一部オープンし、水と出会える、また木々・緑の美しい市民の憩いの場として多くの人達に楽しまれ、また、2 期事業として平成 3 年度に、わんぱく広場・芝生広場・水蓮の池等の整備を図り、平成 4 年 4 月 1 日に全域 (34,000㎡) オープンした。

## (6) 交 通

## ① 交通事故件数

(門真警察署管内)

年	区分	件 数	死 者 数	負傷者数	死傷者数
23		729	4	813	817
24		661	4	773	777
25		594	0	704	704
26		561	2	653	655
27		511	9	608	617

## ② 自転車施設の状況

(平成28年4月1日現在)

名 称	収容可能台数		利 用 料 金 (円)			
			自 転 車		原 付	
	自転車	原付	1ヵ月定期	一時利用	1ヵ月定期	一時利用
門 真 市 駅 北	1,203	106	2,360 (1,850)	150	3,390	200
門真市駅南第1	763	—	2,360 (1,850)	150	—	—
門真市駅南第2	552	—	2,360 (1,850)	150	—	—
門真市駅南第3	105	111 (中型6) (大型6)	2,360 (1,850)	150	3,390 (中型3,900) (大型4,420)	200 (中型300) (大型410)
門真南駅第1	1,342	—	2,300 (1,800)	150	—	—
門 真 南 駅 北	—	103	—	—	3,300	200
萱 島 駅 西	1,044	117	2,160 (1,640)	100	3,080	200
古 川 橋 駅	591	50	2,160 (1,640)	100	3,080	200
大 和 田 駅	1,262	74	2,160 (1,640)	100	3,080	200
門 真 南 駅 東	120	100	2,300 (1,800)	150	—	200
門 真 南 駅 南	570	—	2,360 (1,850)	150	—	—
合 計	7,552	673				

( ) 内は学生



なお、不法駐輪のため撤去した自転車の保管場所は下記のとおりです。

名 称	所在地	面 積	電 話	備 考
市 役 所 前 自 転 車 等 保 管 場 所	中 町 11-1	2,065.72㎡	06-6904-0036	京阪沿線駅周辺の 放置自転車等
門 真 南 自 転 車 等 保 管 場 所	三 島 3 丁 目 5-11	1,614.54㎡	072-882-1353	門真南駅周辺の 放置自転車等

### ③ コミュニティバス運行事業

本事業は、門真市内の交通不便地域の解消及び南北の移動による地域の活性化を図るため、本市が京阪バス(株)に運行に係る費用の一部を補助するものです。

運行期間：平成23年12月17日～平成29年3月31日

運行時間：平日6：55～20：20 土日祝7：31～19：35

運 賃：大人230円 小人120円

(障がい者割引：運賃半額 同行される介助者の方は1名まで運賃半額)



# 11 上下水道

## (1) 水道

### ① 沿革

本市水道事業は昭和40年茨田上水道組合の発展的解散とともに、門真市水道事業所として発足し、昭和46年4月1日水道行政の一層の充実を図るため、水道局へと機構を改革し、現在に至っている。また、平成23年4月1日大阪府営水道に変わり、本市を含む大阪府内42市町村で構成された大阪広域水道企業団が発足した。なお、受水は全面的に同企業団に依存している。

### ② 施設

浄水場	1カ所	施設能力	72,000m <sup>3</sup> /日
配水場	1カ所	貯水量	18,000m <sup>3</sup>
		〔泉町	8,000m <sup>3</sup> 〕
		上馬伏	10,000m <sup>3</sup> 〕

### ③ 給水人口・戸数

区分	平成28年度当初	平成27年度当初	増減率(%)
総人口(人)	126,000	127,000	△ 0.79
給水人口(人)	126,000	127,000	△ 0.79
総戸数	61,200	61,100	0.16
給水戸数	61,200	61,100	0.16
普及率(%)	100	100	—

④ 受水量及び配水量

区 分	平成28年度当初	平成27年度当初	増減率 (%)
総 受 水 量 (m <sup>3</sup> )	14,358,000	14,379,000	△ 0.15
浄 水 (m <sup>3</sup> )	14,358,000	14,379,000	△ 0.15
一日平均受水量 (m <sup>3</sup> )	39,337	39,395	△ 0.15
総 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	14,055,000	14,091,000	△ 0.26
一日最大配水量 (m <sup>3</sup> )	43,700	44,400	△ 1.58
一日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	38,507	38,500	0.02
一人一日平均配水量 (ℓ)	306	303	0.99

⑤ 用途別給水量

区 分	平成28年度当初	平成27年度当初	増減率 (%)
総 給 水 量 (m <sup>3</sup> )	13,199,000	13,358,509	△ 1.19
一 般 用 (m <sup>3</sup> )	13,069,614	13,206,118	△ 1.03
湯 屋 用 (m <sup>3</sup> )	106,818	109,274	△ 2.25
臨 時 用 (m <sup>3</sup> )	21,950	42,399	△ 48.23
観 賞 用 (m <sup>3</sup> )	618	718	△ 13.93

⑥ 有収水量

区 分	平成28年度当初	平成27年度当初	増減率 (%)
総 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	14,055,000	14,091,000	△ 0.26
有 収 水 量 (m <sup>3</sup> )	13,199,000	13,358,509	△ 1.19
有 収 率 (%)	93.91	94.80	△ 0.94

⑦ 水道料金（消費税は含まず）

（平成22年 10月 1日改定）

区分 用途別	基本料金		超過料金 1 m <sup>3</sup> について		
	水量	金額			
一般用	m <sup>3</sup>	円	10m <sup>3</sup> を超え	20m <sup>3</sup> まで	174 円
	10	1,040	20m <sup>3</sup> を超え	30m <sup>3</sup> まで	229
			30m <sup>3</sup> を超え	40m <sup>3</sup> まで	263
			40m <sup>3</sup> を超え	50m <sup>3</sup> まで	297
			50m <sup>3</sup> を超え	100m <sup>3</sup> まで	325
			100m <sup>3</sup> を超え	200m <sup>3</sup> まで	375
			200m <sup>3</sup> を超え	500m <sup>3</sup> まで	417
			500m <sup>3</sup> を超える分		422
湯屋用	400	33,900	400m <sup>3</sup> を超える分		110
臨時用	5	3,900	5m <sup>3</sup> を超える分		670
鑑賞用	5	5,000	5m <sup>3</sup> を超える分		950

⑧ 加入金（消費税は含まず）

（平成 5 年12月 1日改定）

口径 (mm)	20以下	25	30	40	50	65	75	100	150	200
金額 (千円)	150	250	400	800	1,400	2,700	3,800	8,000	22,000	管理者 が別に 定める額

⑨ 決算状況の推移

収益的収支

(単位：千円)

区分		年度	23	24	25	26	27 (見込)
収入	営業収益		2,839,944	2,807,040	2,752,450	2,698,316	2,683,530
	営業外収益		101,744	64,881	94,655	189,245	215,180
	特別利益		0	0	0	0	0
	合計		2,941,688	2,871,921	2,847,105	2,887,561	2,898,710
支出	営業費用		2,371,811	2,282,400	2,052,570	2,187,314	2,246,369
	営業外費用		143,725	133,450	125,917	123,667	115,471
	特別損失		5,197	4,568	4,723	38,748	38
	予備費		0	0	0	0	0
	合計		2,520,733	2,420,418	2,183,210	2,349,729	2,361,878

資本的収支（消費税を含む）

(単位：千円)

区分		年度	23	24	25	26	27 (見込)
収入	企業債		90,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	他会計 長期借入金		0	0	0	0	0
	固定資産 売却代金		0	0	0	0	0
	工事負担金		54,811	57,089	57,102	117,877	175,168
	国庫補助金		0	0	0	0	0
	貸付 返還金		0	0	0	0	0
	合計		144,811	107,089	107,102	167,877	225,168
支出	建設改良費		295,521	317,921	382,017	641,384	815,221
	企業債 償還金		256,355	251,272	249,497	257,752	279,902
	他会計 から 長期借 入金 償還 金		0	0	0	0	0
	合計		551,876	569,193	631,514	899,136	1,095,123

⑩ 損益金の推移

(単位：千円)

年度 区分	23	24	25	26	27 (見込)
単年度 損益額	420,955	451,503	663,895	537,832	536,832
累積 損益額	421,219	452,722	666,617	1,387,005	1,050,417
①純利益 及び前年 度繰越利 益	421,219	452,722	666,617	544,449	541,281
②その他 未処分利 益剰余金 変動額	—	—	—	842,556	509,136

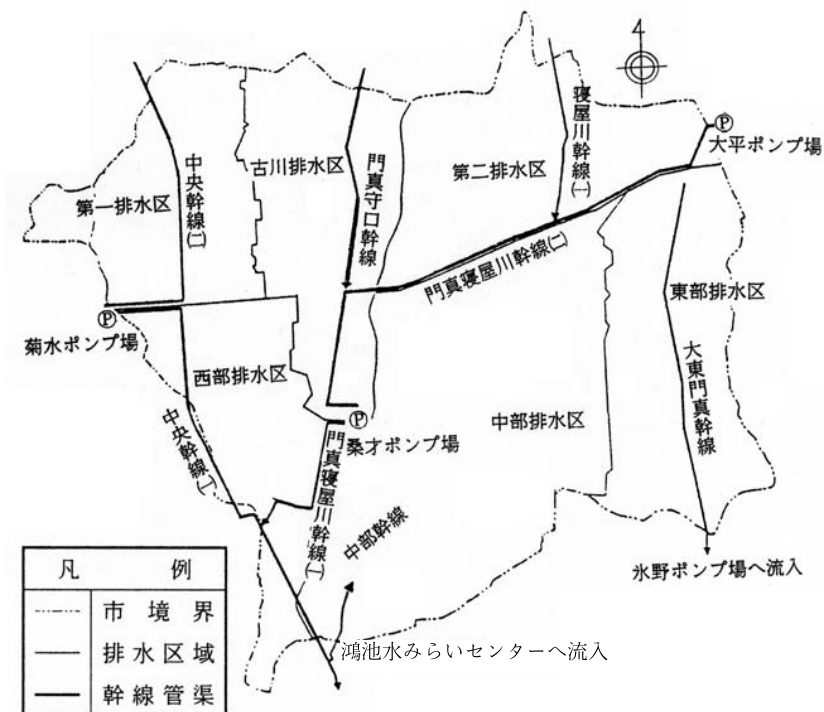
平成26年度より、地方公営企業会計制度の見直しに伴い累積損益額に、上記②その他未処分利益剰余金変動額（積立金等の取り崩し額）が追加されました。

(2) 公共下水道

① 全体計画

排水区名	面積 (ha)	計画排水人口 (人)	管渠延長 (m)
第一排水区	144.0	17,250	37,927
古川排水区	172.0	17,920	41,519
第二排水区	178.0	23,930	55,857
西部排水区	156.0	5,480	24,765
中部排水区	372.0	26,610	77,712
東部排水区	195.0	17,700	43,860
合計	1,217.0	108,890	281,640

② 門真都市計画下水道一般平面図



③ 整備状況の推移

	25年度末	26年度末	27年度末
排水面積 (ha)	973	984	999
排水人口 (人)	107,261	108,815	109,866
処理面積 (ha)	880	892	907
処理人口 (人)	107,070	108,775	109,825
管渠延長 (m)	236,438	239,220	244,239
人口普及率 (処理) (%)	84.1	86.2	87.7
面積普及率 (処理) (%)	72.5	73.5	74.7

④ 公共下水道供用開始区域図  
(平成28年3月31日現在)





⑤ 受益者負担金

区 分	第一負担区	第二負担区	第三負担区
省令・条例	省令	条例	条例
制定年月日	昭和44年3月5日	昭和47年4月25日	昭和51年7月1日
負担率	事業費の5分の1	事業費の5分の1	事業費の5分の1
賦課区域	141.8 ha	352 ha	715.2 ha
単位負担金額	1㎡当り 125円	1㎡当り 179円	1㎡当り 253円
納付期限	3年	3年	3年

⑥ 下水道使用料

(平成7年12月1日改定)

区 分	使 用 料 (税別)		
	基本水量	基本使用料	超過水量 (1㎡につき)
一般汚水	10㎡まで	670 円	11㎡～ 20㎡ 95 円
			21㎡～ 30㎡ 115 円
			31㎡～ 50㎡ 135 円
			51㎡～ 100㎡ 155 円
			101㎡～ 500㎡ 175 円
			501㎡～ 1,000㎡ 195 円
			1,001㎡～ 5,000㎡ 215 円
			5,001㎡～10,000㎡ 230 円
			10,001㎡以上 245 円
浴場汚水	1㎡につき 16 円		

⑦ 水洗便所改造資金貸付制度

(門真市水洗便所改造資金貸付基金条例、昭和47年4月1日制定)

(貸付対象) 本市の処理区域内において、既設のくみ取り便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む。)を水洗便所に改造しようとする

者に、その費用にあてる資金として貸し付けられます。ただし、法人は除きます。

(貸付資格) 1 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。  
2 確実な連帯保証人があること。

(貸付金額) 水洗便所改造工事 1 件について30万円以内。

(貸付期間) 資金貸し付けの翌月から起算して36カ月以内。

(貸付利率) 年2.4%

(償還方法) 資金貸し付けの月の翌日から元利均等の方法により月賦償還。

(延滞金) 延滞金額につき年14.5%

#### ⑧ 水洗便所改造助成金制度

(門真市水洗便所改造助成条例、昭和47年4月1日制定)

(助成の対象) 処理区域内の既設くみ取り便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む。)を水洗便所に改造し、これに伴いその他の排水設備を新設又は改造する者に交付されます。

(助成の資格) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

(助成金額) 1 処理区域の公告の日から3年以内に既設のくみ取り便所の水洗便所改造工事に着工した場合 5,000円。  
2 し尿浄化槽による水洗便所を改造した場合 5,000円。